

天ヶ瀬ダムを
見に行こう！



開催日 / 2023年4月1日～2024年3月31日 期間中の平日限定

※状況により受け入れできない日もございます。

開催時間 / ①10:00～12:00 または ②13:00～15:00 所要時間約2時間

参加人数 / 1グループ3～8名 ※2グループ以上(9名以上)でのお申込みも可能です。お気軽にお問い合わせください。

ツアー参加料金 / 1グループあたり30,000円(税込)

(料金に含まれるもの : 往復貸切タクシー代、見学科、ヘルメット等の貸出、ガイド料、保険(企画旅行保証制度)料)

ツアー行程 / JR宇治駅または京阪宇治駅集合 = タクシー移動(約15分) = 国土交通省職員によるダムの説明 =
天ヶ瀬ダム見学 = タクシー移動(約15分) = JR宇治駅または京阪宇治駅解散

見学内容

管理支所見学、点検放流見学、キャットウォーク(点検用通路)、堤頂見学、など！

※見学内容は天候、点検作業状況、工事状況等により異なります。予めご了承ください。

ツアー参加者には

「ダムカード」プレゼント！



天ヶ瀬ダムとは？

天ヶ瀬ダムは、宇治川流域に建設された「ドーム型アーチ式」のコンクリートダムです。堤頂長約 254m、堤高は約 73m。

天ヶ瀬ダムには、「洪水を防ぐ」「電気をつくる」「飲み水を供給する」の 3 つの役割があります。

流域の他のダム・堰と連携しながら、淀川の水量をコントロールし、流域の暮らしを支えています。



ツアー概要

- 参加条件** / 小学4年生以上。未成年が参加の場合は保護者の同伴が必要です。
体力に自信の無い方、体調不良の方、飲酒状態の方、高所が苦手な方は、参加をお控えください。
- 注意事項** / ○工事状況や天候により、見学内容が異なります。予めご了承ください。
○緊急体制時には、急遽見学を中止することもございます。
○参加当日は動きやすい服装、スニーカーで、女性はズボン(パンツスタイル)を着衣してください。
○参加当日は移動しながらのデジタルカメラ・スマホ等の操作は禁止しています。
- 備考** / ○当ツアーには、宇治観光ボランティアガイドが同行しますが、添乗員は同行しません。
○当ツアーはお食事のご提供はありません。
- お申し込み方法** / 宇治市観光協会公式ホームページのお申込み専用フォームから、
参加希望日の 1 週間前までに、必要事項を記載のうえお申込みください。
催行可否について、改めて担当者からメールでご連絡いたします。

ツアー企画・実施 /



京都府宇治市宇治里尻 5 番 9 号 JR 宇治駅前市民交流プラザ 1 階内
京都府知事登録 第 2 種旅行業 2-822 号 (旅行業務取扱管理者 : 兼井)

お問い合わせ / TEL : 0774-23-3353 MAIL : travel@kyoto-uji-kankou.or.jp

お申込みフォーム



都市・地域再生等利用区域の指定等のスケジュール案

	区域指定要望 整備内容	事業主体	2023年度 令和5年度	2024年度 令和6年度	2025年度 令和7年度	2026年度 令和8年度	2027年度 令和9年度	2028年度 令和10年度
	区域指定要望		● 変更計画登録	←→ 区域指定要望 (ダムツアー)		←→ 区域指定要望 (直下広場・旧ガー デンズ天ヶ瀬跡地)	←→ 区域指定要望 (かわまち全域)	
天ヶ瀬 ダム 地区	①ダム直下 広場整備							
	上面整備	宇治市		設計	整備			
	敷地造成	淀川ダム統 合管理事務所		整備				
	管理用通路	淀川ダム統 合管理事務所		整備				
	②のり面保護	淀川ダム統 合管理事務所	整備					
	③駐車場及び休憩所 展望場所整備	宇治市		調査検討・設計	整備	調査検討	設計	整備
	④親水護岸整備	淀川河川 事務所		調査検討・設計		整備		
宇治 橋 地区	①高水敷整正	淀川河川 事務所		調査検討・設計		整備		
	②親水護岸整備	淀川河川 事務所		調査検討・設計	整備			
	③管理用通路 整備	淀川河川 事務所		調査検討・設計		整備		

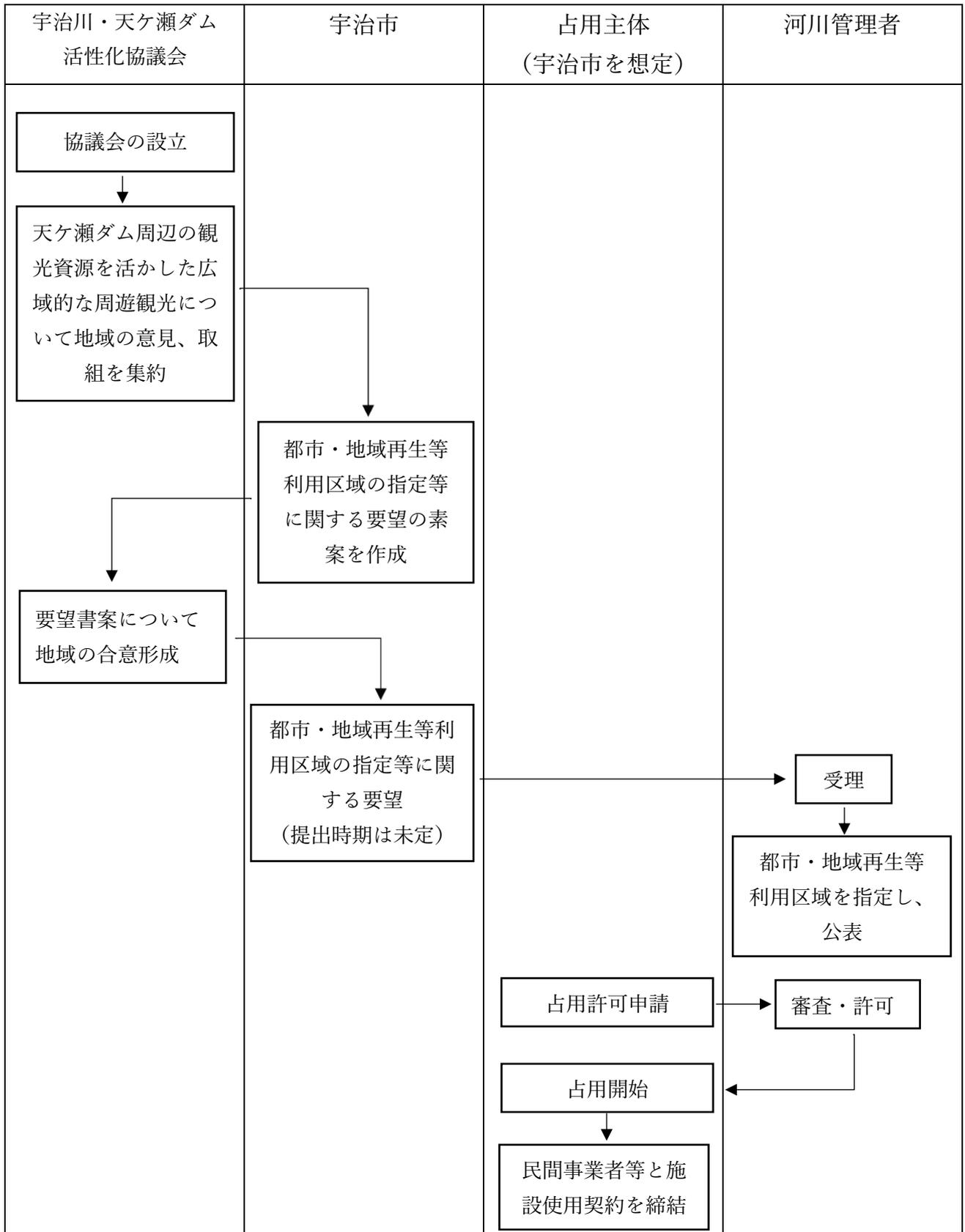
※1回目：整備の必要がない箇所、すでに事業（ダムツアー）を実施している箇所限定して要望書提出

※2回目：旧ガーデンズ天ヶ瀬跡地（第1フェーズ）及びダム直下広場のハード整備の目途が立った段階で要望書提出

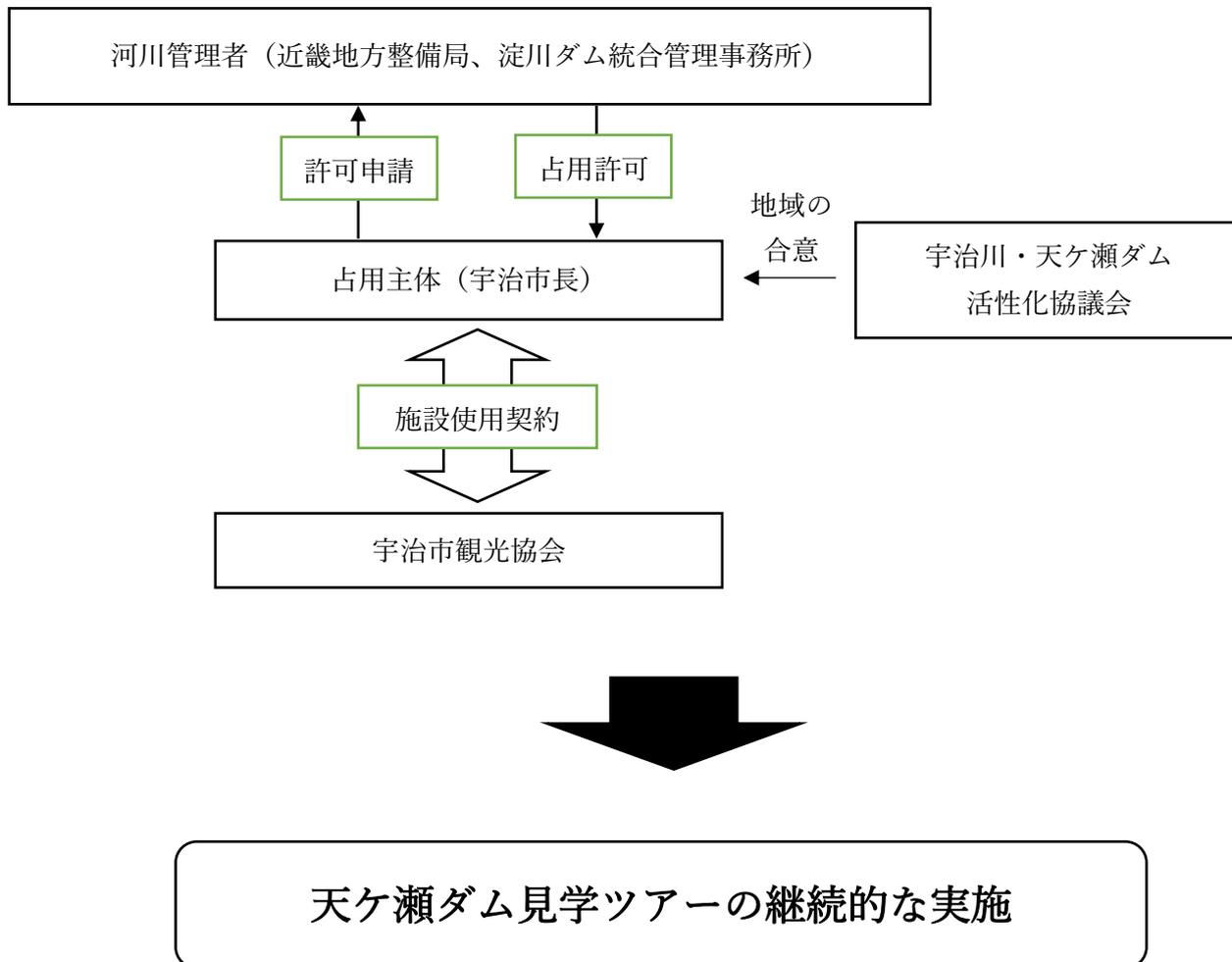
※3回目：宇治橋地区を含むかわまち計画全体のハード整備の目途が立った段階で要望書提出

※ハード整備の進捗状況により、要望書提出のタイミングを変更する可能性あり

【要望から占用開始までの手続きの流れ】



【天ヶ瀬ダム見学ツアーの事業スキーム案】



都市・地域再生等利用区域の指定等についての要望書の構成要素

構成要素		河川占用許可準則	A町	B町	C市
要望書			<input type="checkbox"/> <ul style="list-style-type: none"> ・1枚物 ・別紙のとおり、河川占用許可準則に基づく「～区域の指定等」について、格別のご高配を賜りますようお願い申し上げます。 	<input type="checkbox"/> <ul style="list-style-type: none"> ・1枚物 ・別紙のとおり、河川敷占用許可準則に基づく「～区域の指定等」について、格別のご高配を賜りますようお願い申し上げます。 	<input type="checkbox"/> <ul style="list-style-type: none"> ・1枚物 ・別紙のとおり、改正後の準則に基づく～区域の指定について、格別のご配慮を賜りますようお願いいたします。
要望書別紙	目的		<input type="checkbox"/> 区域指定の目的	<input type="checkbox"/> 区域指定の目的	<input type="checkbox"/> 区域指定の目的
	要望箇所	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> <ul style="list-style-type: none"> 別図で示す箇所 ・□□通路 ・□□平場・・・ 	<input type="checkbox"/> <ul style="list-style-type: none"> □□ダムの別図に示す区域 ①ダムサイトエリア ②□□大橋エリア ・・・ ⑦□□公園エリア 	<input type="checkbox"/> <ul style="list-style-type: none"> ○○川の別図に示す区域 ・区域①・・・ ・区域②・・・
	占用内容		<input type="checkbox"/> <ul style="list-style-type: none"> (ア) □□ダム堤体見学ツアー (イ) □□ダム焼酎エイジングプロジェクト (ウ) 各種イベントの実施 	<input type="checkbox"/> <ul style="list-style-type: none"> ①ダムサイトエリア ツアー客の施設見学、堤体アクティビティ、イベントの実施、飲食物の提供および物品の販売、リムトンネルを使った酒貯蔵 ・・・ ⑦□□公園エリア 公園、飲食物の販売及び物品の販売 	<input type="checkbox"/> <ul style="list-style-type: none"> ・区域① 広場及び広場と一体をなすオープンカフェ、売店等 ・区域①② イベント施設及びイベント施設と一体をなす音響・照明施設等（水辺のステージ）
	占用方針	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> ダム施設の利用の関する順守事項の列挙（11項目）	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
	占用主体	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> A町	<input type="checkbox"/> B町	<input type="checkbox"/> 協議会
	事業スキーム		<input type="checkbox"/> 別図参照	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
	地域の合意	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> <ul style="list-style-type: none"> ・協議会の活動 ・指定経緯 	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
	契約について		<input type="checkbox"/> 各区域の契約相手の考え方・方針を記載	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
中止判断基準		<input type="checkbox"/> 各区域の施設利用における中止の判断基準	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
別添資料	位置図・平面図		<input type="checkbox"/> <ul style="list-style-type: none"> ・□□ダム ・□□ダム堤体内部 	<input type="checkbox"/> ①～⑦までの平面図	<input type="checkbox"/> <ul style="list-style-type: none"> ・□□川
	占用内容		<input type="checkbox"/> <ol style="list-style-type: none"> 1. 占用内容の区分 2. 工作物の形態 3. 管理・運営方法 	<input type="checkbox"/> <ol style="list-style-type: none"> 1. 占用内容の区分 2. 工作物の形態 3. 管理・運営方法 	<input type="checkbox"/> <ul style="list-style-type: none"> ・水辺のオープンカフェ ・水辺のステージ
	占用方針及び占用主体		<input type="checkbox"/> <ul style="list-style-type: none"> 一覧表形式 占用方針は占用期間のみ その他、許可方針記載 	<input type="checkbox"/> <ul style="list-style-type: none"> 一覧表形式 占用方針は占用期間のみ その他、許可方針記載 	<input type="checkbox"/> <ul style="list-style-type: none"> ・地先利用型とし固定工作物は設置せず、「占用内容」の施設を当日設置・撤去を基本とする。
	スキーム概念図		<input type="checkbox"/> 概念図の添付	<input type="checkbox"/> 概念図の添付	<input checked="" type="checkbox"/>
	現地写真		<input type="checkbox"/> <ul style="list-style-type: none"> ・ダム堤体写真 ・ダム内部写真 	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
	協議会規約		<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 規約の添付	<input type="checkbox"/> 規約の添付
	使用契約書（案）		<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 契約書（案）の添付	<input checked="" type="checkbox"/>
スケジュール		<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 使用契約、営業開始までのスケジュール	<input checked="" type="checkbox"/>	

素案

1. 目的

本市では、宇治川を軸とする豊かな自然と重層的な歴史を活かしたにぎわいづくりと安全・安心なまちづくりをコンセプトとした宇治市天ヶ瀬ダムかわまちづくり計画(以下「計画」という。)に基づき、天ヶ瀬ダム周辺の観光資源を活かした広域的な周遊観光の活性化を図るため、河川区域の活用について、地域の合意形成を図り、民間企業と行政が連携した取組を推進することを目的として、宇治川・天ヶ瀬ダム活性化協議会を設立した。

本区域指定は、ダム堤体を地域の資源として十分に活用し、「天ヶ瀬ダム見学ツアー」の取組をはじめとして、「かわ」と「まち」のにぎわいを創出し、中宇治地域等の観光資源との周遊性の向上、地域の活性化を図ることを目的とする。

2. 都市・地域再生等利用区域(準則第 22 第 1 項)

天ヶ瀬ダムの別図に示す区域

【区域設定箇所】

- ・ダム天端
- ・検査路(ダムキャットウォーク)

3. 都市・地域再生等占用施設の内容(準則第 22 第 3 項)

天ヶ瀬ダム見学ツアー

事業概要:天端や検査路を含むダム施設の見学ツアーの実施

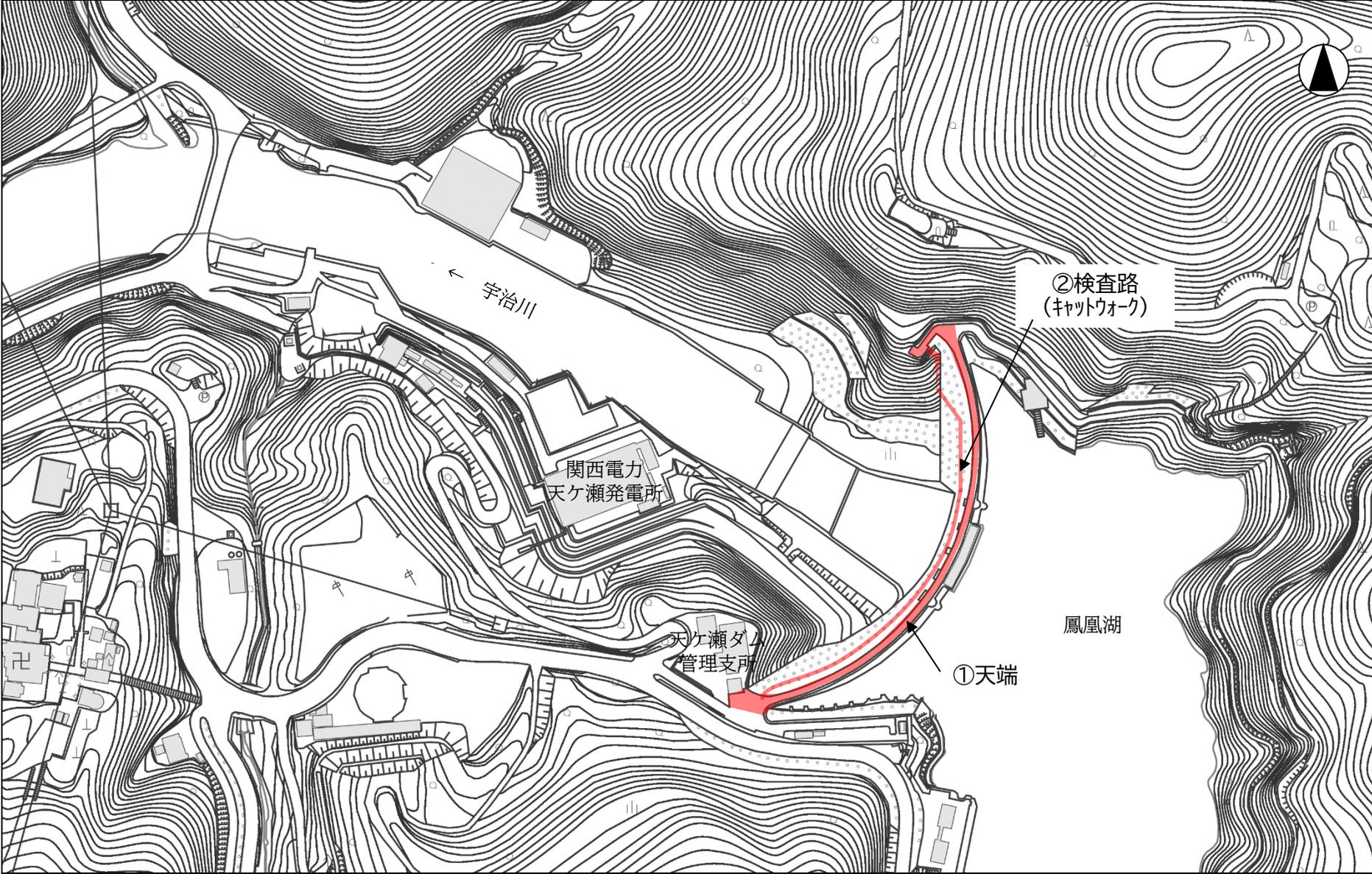
占用許可施設:遊歩道(準則第 22 第 3 項第 1 号及び第 3 号)

占用予定区域:区域すべて

4. 都市・地域再生等占用主体(準則第 22 第 2 項)

宇治市(準則第 22 第 4 項第 1 号に掲げる者)

都市・地域再生等利用区域平面図





②検査路
(キャットウォーク)

①天端

鳳凰湖

天ヶ瀬ダム
管理支所

関西電力
天ヶ瀬発電所

宇治川

都市・地域再生等占用内容について

1. 占用内容の区分

①天ヶ瀬ダム見学ツアー

事業概要:天端や検査路を含むダム施設の見学ツアーの実施

占用許可施設:遊歩道(準則第22第3項第1号及び第3号)

占用予定区域:区域すべて

2. 工作物の形態

・直ちに撤去できる簡易なもの(案内誘導サイン・説明パネル 等)

3. 管理・運営方法

・占用主体である宇治市は、施設使用者である宇治市観光協会と事業実施に係る契約を締結するものとする。

・施設使用者である宇治市観光協会は、緊急時等の対応マニュアルを整備し、宇治市と淀川ダム統合管理事務所に提出するものとする。

(占用方針、占用主体、施設使用予定者等)

都市・地域再生等占用方針及び占用主体

占用方針	占用主体	施設使用予定者等
①天ヶ瀬ダム見学ツアー ・通年 ※準則第 22 第 3 項第 1 号及び第 3 号 遊歩道	宇治市	宇治市観光協会

許可方針

- 1 宇治市の観光振興に寄与するもの
- 2 占用主体(宇治市)と事業者等が事業実施に係る契約を締結されている(見込みである)こと。
(準則第 25 第 2 項第 1 号)
- 3 活動状況を、河川管理者に年 1 回以上で河川管理者が定める回数を報告すること。
(準則第 25 第 2 項第 3 号)

河川敷地の占用許可について

平成11年8月5日建設省河政発第67号 建設事務次官通達
改正平成17年3月28日国河政第139号
改正平成23年3月8日国河政第135号
最終改正平成28年5月30日国水政第33号

第一章 総則

(目的)

第一 この準則は、河川が公共用物であることにかんがみ、治水、利水及び環境に係る本来の機能が総合的かつ十分に維持され、良好な環境の保全と適正な利用が図られるよう、河川敷地の占用の許可に係る基準等を定め、地域の意向を踏まえつつ適正な河川管理を推進することを目的とする。

(定義)

第二 この準則において「河川敷地」とは、河川法（昭和39年法律第167号。以下「法」という）第6条第1項の河川区域内の土地（河川管理者以外の者がその権原に基づき管理する土地を除く。）をいう。

2 この準則において「占用の許可」とは、法第24条の許可をいう。

3 この準則において「占用施設」とは、占用の許可の目的である施設をいう。

4 この準則において「河川管理者」とは、法第9条第1項、第2項及び第5項、第10条第1項及び第2項並びに第11条第3項の規定により法第24条の許可を行う者をいう。

(占用許可の手続)

第三 占用の許可に関する手続は、行政手続法（平成5年法律第88号）に定めるところにより、適正に行なわなければならない。

(適用除外)

第四 この準則は、法第23条の水利使用のためにする河川敷地の占用には、適用しない。

第二章 通則

(占用許可の基本方針)

第五 河川敷地の占用は、第六に規定する占用主体がその事業又は活動に必要な第七第1項に規定する占用施設について許可申請した場合で、第八から第十一までの基準に該当し、かつ、河川敷地の適正な利用に資すると認められるときに許可することができるものとする。

2 前項の規定により占用の許可を行おうとする場合には、原則として、期限を定めて当該占用に係る河川敷地が存する市町村（特別区を含む。以下同じ。）の意見を聴くもの

とする。

- 3 前項の場合において、占用による影響が広域に及ぶこと等により必要があると認める場合には、同項の規定による意見聴取に併せ、期限を定めて他の関係市町村又は関係都道府県の意見を聴くものとする。
- 4 河川敷地の占用は、その地域における土地利用の実態を勘案して公共性の高いものを優先するものとする。また、公共性の高い事業のための占用の計画が確定し、当該占用の計画について河川管理者が知り得た場合又は河川管理者に申出があった場合においては、他の者に対する占用の許可は、当該占用の計画に支障を及ぼさないようにしなければならない。

（占用主体）

第六 占用の許可を受けることのできる者は、次の各号に掲げるものとする。ただし、第七第1項第七号に規定する占用施設を設置することが必要やむを得ないと認められる住民、事業者等及び同項第八号に規定する占用施設を設置することが必要やむを得ないと認められる非営利の愛好者団体等もそれぞれ当該占用施設について占用の許可を受けることができるものとする。

- 一 国又は地方公共団体（道路管理者、都市公園管理者、下水道管理者、港湾管理者、漁港管理者、水防管理者、地方公営企業等である場合を含む。）
- 二 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、独立行政法人都市再生機構、地方公社等の特別な法律に基づき設立された法人
- 三 鉄道事業者、水上公共交通を担う旅客航路事業者、ガス事業者、水道事業者、電気事業者、電気通信事業者その他の国又は地方公共団体の許認可等を受けて公益性のある事業又は活動を行う者
- 四 水防団体、公益法人その他これらに準ずる者
- 五 都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第7項に規定する市街地開発事業を行う者又は当該事業と一体となって行う関連事業に係る施設（以下「市街地開発事業関連施設」という。）の整備を行う者
- 六 河川管理者、地方公共団体等で構成する河川水面の利用調整に関する協議会等において、河川水面の利用の向上及び適正化に資すると認められた船舶係留施設等の整備を行う者（なお、第七第1項第六号口の船舶上下架施設（斜路を含む。）については、当分の間、同協議会が設置されていない場合には、地元市町村の同意を得た場合とする。）

（占用施設）

第七 占用施設は、次の各号に規定する施設とする。

- 一 次のイからニまでに掲げる施設その他の河川敷地そのものを地域住民の福利厚生のために利用する施設
 - イ 公園、緑地又は広場
 - ロ 運動場等のスポーツ施設
 - ハ キャンプ場等のレクリエーション施設

- ニ 自転車歩行者専用道路
- 二 次のイからホまでに掲げる施設その他の公共性又は公益性のある事業又は活動のために河川敷地を利用する施設
 - イ 道路又は鉄道の橋梁（鉄道の駅が設置されるものを含む。）又はトンネル口堤防の天端又は裏小段に設置する道路
 - ハ 水道管、下水道管、ガスパイプ、電線、鉄塔、電話線、電柱、情報通信又は放送用ケーブルその他これらに類する施設
 - ニ 地下に設置する下水処理場又は変電所
 - ホ 公共基準点、地名標識、水位観測施設その他これらに類する施設
- 三 次のイ及びロに掲げる施設その他の地域防災活動に必要な施設
 - イ 防災用等ヘリコプター離発着場又は待機施設
 - ロ 水防倉庫、防災倉庫その他水防・防災活動のために必要な施設
- 四 次のイからホまでに掲げる施設その他の河川空間を活用したまちづくり又は地域づくりに資する施設
 - イ 遊歩道、階段、便所、休憩所、ベンチ、水飲み場、花壇等の親水施設
 - ロ 河川上空の通路、テラス等の施設で病院、学校、社会福祉施設、市街地開発事業関連施設等との連結又は周辺環境整備のために設置されるもの
 - ハ 地下に設置する道路、公共駐車場
 - ニ 売店（周辺に商業施設が無く、地域づくりに資するものに限る。）
 - ホ 防犯灯
- 五 次のイからハに掲げる施設その他の河川に関する教育及び学習又は環境意識の啓発のために必要な施設
 - イ 河川教育・学習施設
 - ロ 自然観察施設
 - ハ 河川維持用具等倉庫
- 六 次のイからニまでに掲げる施設その他の河川水面の利用の向上及び適正化に資する施設
 - イ 公共的な水上交通のための船着場
 - ロ 船舶係留施設又は船舶上下架施設（斜路を含む。）
 - ハ 荷揚場（通路を含む。）
 - ニ 港湾施設、漁港施設等の港湾又は漁港の関連施設
- 七 次のイからニまでに掲げる施設その他の住民の生活又は事業のために設置が必要やむを得ないと認められる施設
 - イ 通路又は階段
 - ロ いけす
 - ハ 採草放牧地
 - ニ 事業場等からの排水のための施設
- 八 次のイ及びロに掲げる施設その他の周辺環境に影響を与える施設で、市街地から遠隔にあり、かつ、公園等の他の利用が阻害されない河川敷地に立地する場合に、必要最小限の規模で設置が認められる施設

イ グライダー練習場

ロ ラジコン飛行機滑空場

- 2 前項に規定する占用施設については、当該施設周辺の騒音の抑制及び道路交通の安全の確保上必要やむを得ないと認められる場合に限り、当該施設と一体をなす利用者のための駐車場の占用を許可することができる。この場合においては、本体施設の利用時間外及び洪水のおそれのある場合の使用の禁止、使用禁止時間帯における車両の撤去、洪水時の駐車車両の避難に係る夜間及び休日を含む情報伝達体制の整備等の許可条件を付すものとする。
- 3 第1項に規定する占用施設については、必要に応じて、施設利用者のための売店を、また、第1項第六号イに規定する占用施設については、料金所、待合所、案内板等を、当該施設と一体をなす工作物としてその設置を許可することができる。

(治水上又は利水上の基準)

- 第八 工作物の設置、樹木の栽植等を伴う河川敷地の占用は、治水上又は利水上の支障を生じないものでなければならない。この場合、占用の許可は、法第26条第1項又は第27条第1項の許可と併せて行うものとする。
- 2 前項の治水上の支障に係る技術的判断基準は、次の各号に掲げるとおりとし、河川の形状等の特性を十分に踏まえて判断するものとする。ただし、法第6条第2項に規定する高規格堤防特別区域、同条第3項に規定する樹林帯区域及び河川法施行令（昭和40年政令第14号）第1条第2項に規定する遊水地における占用については、適用しない。
 - 一 河川の洪水を流下させる能力に支障を及ぼさないものであること。
 - 二 水位の上昇による影響が河川管理上問題のないものであること。
 - 三 堤防付近の流水の流速が従前と比べて著しく速くなる状況を発生させないものであること。
 - 四 工作物は、原則として、河川の水衝部、計画堤防内、河川管理施設若しくは他の許可工作物付近又は地質的にぜい弱な場所に設置するものでないこと。
 - 五 工作物は、原則として河川の縦断方向に設けないものであり、かつ、洪水時の流出などにより河川を損傷させないものであること。
 - 3 前項に規定するもののほか、樹木の栽植に関する治水上の支障に係る技術的判断基準については、別途定める河川区域内における樹木の植樹等に係る基準（以下「植樹基準」という。）によるものとする。

(他の者の利用との調整等についての基準)

- 第九 河川敷地の占用は、他の者の河川の利用を著しく妨げないものでなければならない。
- 2 河川敷地の占用は、必要に応じて、他の者の水面等の利用を確保するための河岸への通路又は河川管理用の通路が確保されていなければならない。また、河川敷地の利用をより一層促進するため、必要に応じて、公園等の占用施設相互の連携を図るための連絡歩道や便所、ベンチ等が確保されていなければならない。

(河川整備計画等との調整についての基準)

第十 河川敷地の占用は、河川整備計画その他の河川の整備、保全又は利用に係る計画が定められている場合にあっては、当該計画に沿ったものでなければならない。

- 2 前項に規定する計画において保全すべきこととされている河川敷地については、当該保全の趣旨に反する占用の許可をしてはならない。

(土地利用状況、景観及び環境との調整についての基準)

第十一 河川敷地の占用は、河川及びその周辺の土地利用の状況、景観その他自然的及び社会的環境を損なわず、かつ、それらと調和したものでなければならない。

- 2 河川敷地の占用は、景観法（平成16年法律第110号）に基づく景観行政団体が景観計画に法第24条の許可の基準を定めた場合には、当該計画に定める基準に沿ったものでなければならない。

(占用の許可の期間)

第十二 占用の許可の期間は、第七第1項第一号から第七号までに規定する占用施設に係る占用にあっては十年以内、同項第八号に規定する占用施設に係る占用にあっては五年以内で当該河川の状況、当該占用の目的及び態様等を考慮して適切なものとしなければならない。

- 2 前項の許可の期間が満了したときは、当該許可は効力を失うものとする。

(占用の許可の内容、条件、監督処分等)

第十三 占用の許可は、当該占用の期間内に当該占用の目的を達成するために必要と認められる適切な内容のものとする。

- 2 占用の許可には、水質保全、占用に伴う騒音の抑制等環境の保全上必要な条件、情報伝達体制の整備、工作物の撤去等緊急時の適切な対応を確保するために必要な条件、占用の目的を達成するために必要な維持管理に関する条件その他の河川管理上必要があると認められる条件を付すものとする。
- 3 占用の許可の後、占用の許可を受けた者から報告を徴収するなどの方法により、適宜、占用の状況及び許可条件の履行状況の確認を行うものとする。
- 4 占用の許可を受けた者が法又は許可条件（法第26条第1項及び第27条第1項の許可条件を含む。）に違反している場合その他必要があると認められる場合においては、法第77条第1項に規定する是正措置の指示、法第75条第1項に規定する監督処分等の措置を、状況に応じて適正に実施するものとする。

(継続的な占用の許可)

第十四 占用の許可の期間が満了した後に継続して占用するための許可申請がなされた場合には、適正な河川管理を推進するため、この準則に定めるところにより改めて審査するものとする。

- 2 前項の場合において、従前のまま継続して占用を許可することが不相当であると認められるときは、この準則に適合するものとなるよう指導するとともに、必要に応じて、従前よりも短い占用の期間の設定、不許可処分等の措置をとるものとする。

(一時占用の許可)

第十五 工事、季節的な行事又は仮設物等のための河川敷地の一時的な占用の許可については、この準則によらないことができる。ただし、一時的な占用の許可については、これを同一の内容の占用について繰り返し許可することにより継続して占有することになるなど、この準則第六及び第七の規定の趣旨に反する許可をしてはならない。

第三章 包括占有の特例

(包括占有の許可)

第十六 地方公共団体、公益法人その他これらに準ずる者（以下「地方公共団体等」という。）に対して、治水上、環境の保全上等の河川管理上の支障が生じるおそれが少ない河川敷地について、第七第1項に規定する占有施設に該当する施設を設置する場合に、河川敷地の具体的利用方法を占有の許可後に当該地方公共団体等が決定できる占有（以下「包括占有」という。）の許可をすることができるものとする。

- 2 包括占有の許可は、地方公共団体等の区域に存する河川敷地のうち、あらかじめ当該地方公共団体等が河川管理者と協議し、決定した区域（以下「包括占有区域」という。）を対象とするものとする。
- 3 前項の場合において、第十第1項に規定する計画において保全すべきこととされている河川敷地については、原則として包括占有区域としてはならない。

(第十第1項に規定する計画等との調整)

第十七 包括占有区域の具体的利用方法は、第十第1項に規定する計画が定められている場合にあっては当該計画に沿ったものであるとともに、都市計画法第18条の2第1項に規定する都市計画に関する基本的な方針（基本的な方針を定めていない市町村にあっては、議会の議決を経て定められた当該市町村の建設に関する基本構想等）に沿ったものでなければならない。

(包括占有区域の施設設置者による利用)

第十八 包括占有の許可を受けた地方公共団体等は、第六に規定する者に、包括占有区域の全部又は一部を第七第1項に規定する占有施設に該当する施設の設置を目的として使用させることができるものとする。

- 2 前項の規定に基づき、地方公共団体等が包括占有区域を使用することを認めた者（以下「施設設置者」という。）に包括占有区域を使用させる場合には、当該地方公共団体等は、包括占有区域の使用に係る契約（以下「使用契約」という。）を当該施設設置者と締結するとともに、その内容を河川管理者に報告しなければならない。
- 3 地方公共団体等は、使用契約を締結するときは、包括占有区域の使用の具体的内容（設置する占有施設の概要を含む。）、契約期間、施設の撤去に関する事項その他の必要事項を契約の内容とするほか、次の各号に掲げる条件を付すものとする。
 - 一 施設設置者による使用は契約の内容に従って適切に行うこと。
 - 二 施設設置者は地方公共団体等の指導監督に服すること。

三 第二十第1項に規定する工作物の設置等の許可の状況によって契約を変更し、又は無効とすること。

四 施設設置者による使用が関係法令若しくは契約内容に違反し、若しくは著しく不適切である場合又は河川工事その他の公益上やむを得ない必要がある場合には、地方公共団体等の意志表示により契約を解除できること。

(包括占用の許可の申請及び条件等)

第十九 包括占用の許可申請に当たっては、第七第1項に規定する占用施設に該当する施設の設置による包括占有区域の利用を目的とするとともに、第十七に規定する都市計画に関する基本的な方針等を申請書に添付するものとする。

2 包括占用の許可をする場合には、第十三第2項に規定するもののほか、第六から第十一までの規定を十分に踏まえて具体的利用方法を決定しなければならないこと、施設設置者に使用させる場合には使用契約を締結し、当該施設設置者を適切に指導監督することその他の必要な条件を付するものとする。

3 包括占用の許可をした場合には、当該包括占有区域及び許可の内容を適切な公示方法により周知するものとする。

(包括占有区域における工作物の設置等の許可)

第二十 包括占有区域において工作物の設置又は土地の掘削等若しくは樹木の栽植等を行うおとする場合には、包括占用の許可を受けた地方公共団体等又は施設設置者は、法第26条第1項又は第27条第1項に規定する許可申請を河川管理者に行わなければならない。なお、施設設置者が当該許可申請を行う場合は、地方公共団体等を経由して行うものとする。

2 前項の許可申請は、第十九第1項の許可申請と同時に行うこともできるものとする。

3 第1項の許可申請に際し、治水上支障が小さいと見込まれるベンチ等の工作物の設置又は樹木の栽植については、その設置等の範囲及び上限の数を申請書及びその添付図書に記載すれば足りるものとする。

4 前項の規定による許可申請に対して許可を行う場合には、工作物の設置又は樹木の栽植の範囲及び上限の数について条件を付するものとする。

5 前二項に規定する樹木の栽植については、植樹基準に定めるところにより、許可するものとする。

6 包括占用の目的に適合する駐車場、売店については、包括占有区域の中で適正な箇所に設置できるものとする。

(包括占有許可に係る監督処分等)

第二十一 施設設置者の包括占有区域の使用が法又は許可条件(法第24条、第26条第1項及び第27条第1項の許可条件をいう。以下同じ。)に違反している場合その他必要があると認められる場合においては、河川管理者又は河川監理員は、次の各号に定めるところにより法第75条又は第77条等に基づき必要な措置をするものとする。

一 地方公共団体等に対しては、施設設置者に対する指導監督に関する指示、包括占有

の許可の取消し等の監督処分等を、状況に応じて適正に実施すること。

二 施設設置者に対しては、行為の中止、工作物の除去等の指示、監督処分等を、状況に応じて適正に実施すること。

第四章 都市及び地域の再生等のために利用する施設に係る占用の特例

(都市・地域再生等利用区域の指定等)

第二十二 河川管理者は、都市及び地域の再生等のために利用する施設が占用することができる河川敷地の区域（以下「都市・地域再生等利用区域」という。）を指定することができる。

2 河川管理者は、都市・地域再生等利用区域を指定するときは、併せて当該都市・地域再生等利用区域における都市及び地域の再生等のために利用する施設に関する占用の方針（以下「都市・地域再生等占用方針」という。）及び当該施設の占用主体（以下「都市・地域再生等占用主体」という。）を定めるものとする。

3 都市・地域再生等占用方針には、次に掲げる施設のうちから、当該都市・地域再生等利用区域において占用の許可を受けることができる施設及びその許可方針を定めるものとする。

一 広場

二 イベント施設

三 遊歩道

四 船着場

五 船舶係留施設又は船舶上下架施設（斜路を含む。）

六 前各号に掲げる施設と一体をなす飲食店、売店、オープンカフェ、広告板、広告柱、照明・音響施設、キャンプ場、バーベキュー場、切符売場、案内所、船舶修理場等

七 日よけ

八 船上食事施設

九 突出看板

十 川床

十一 その他都市及び地域の再生等のために利用する施設（これと一体をなす第六号に掲げる施設を含む。）

4 都市・地域再生等占用主体には、次に掲げる者のうちから、当該都市・地域再生等利用区域において占用の許可を受けることができる者を定めるものとする。

一 第六に掲げる占用主体

二 営業活動を行う事業者等であって、河川管理者、地方公共団体等で構成する河川敷地の利用調整に関する協議会等において適切であると認められたもの

三 営業活動を行う事業者等

5 河川管理者は、都市・地域再生等利用区域の指定（都市・地域再生等占用方針の策定及び都市・地域再生等占用主体の指定を含む。第7項において同じ。）をしようとするときは、あらかじめ、河川管理者、地方公共団体等で構成する河川敷地の利用調整に関する協議会等の活用などにより地域の合意を図らなければならない。

- 6 都市・地域再生等利用区域は、都市及び地域の再生等のために利用する施設が当該河川敷地を占有することにより治水上又は利水上の支障等を生じることがない区域でなければならない。
- 7 河川管理者は、都市・地域再生等利用区域の指定をしたときは、その旨を公表するものとする。

(都市及び地域の再生等のために利用する施設の占有の許可)

第二十三 河川管理者は、都市・地域再生等利用区域においては、第五第1項の規定にかかわらず、都市・地域再生等占有主体が占有の許可を申請した場合において、当該占有が、都市・地域再生等占有方針及び第八から第十一までの基準に該当し、かつ、都市及び地域の再生等並びに河川敷地の適正な利用に資すると認められるときには、占有の許可をすることができる。

(占有の許可の期間)

第二十四 第二十三の規定による占有の許可の期間は、十年以内で当該占有の態様等を考慮して適切なものとしなければならない。

(占有者以外の施設利用)

第二十五 第二十二第4項第一号に掲げる者が都市・地域再生等占有主体となる占有にあつては、その占有施設を営業活動を行う事業者等(以下「施設使用者」という。)に使用(第二十二第3項各号に掲げる施設の設置を目的とする使用を含む。以下この章において同じ。)をさせることができるものとする。

- 2 河川管理者は、前項の規定により第二十二第4項第一号に掲げる者に対して、施設使用者に占有施設の使用をさせることを含む占有を許可する場合には、次の各号に掲げる条件を付すものとする。
 - 一 施設使用者に占有施設の使用をさせる場合には、使用契約を締結し、当該施設使用者を適切に指導監督すること。
 - 二 施設使用者に占有施設の使用をさせることにより施設利用料を得る場合には、その収入を当該占有許可を受けている河川敷地における施設の維持管理及び良好な水辺空間の保全、創出を図るための費用に充てること。
 - 三 施設利用料の徴収及び活用状況を、河川管理者に、年一回以上で河川管理者が定める回数報告すること。
- 3 第1項の規定に基づき、第二十三の占有の許可を受けた第二十二第4項第一号に掲げる者(以下「公的占有者」という。)が施設使用者に占有施設の使用をさせる場合には、当該公的占有者は、使用契約を当該施設使用者と締結するとともに、その内容を河川管理者に報告しなければならない。
- 4 公的占有者は、使用契約を締結するときは、占有施設の使用の具体的内容(使用する占有施設の概要を含む。)、契約期間、施設利用料、施設の撤去に関する事項その他の必要事項を契約の内容とするほか、次の各号に掲げる条件を付すものとする。
 - 一 施設使用者による使用は、契約の内容に従って適切に行うこと。

- 二 施設使用者は、公的占有者の指導監督に服すること。
- 三 施設使用者が取得する工作物の設置等の許可の状況によって、契約を変更し、又は無効とすること。
- 四 施設使用者による使用が関係法令若しくは契約内容に違反し、若しくは著しく不適切である場合又は河川工事その他の公益上やむを得ない必要がある場合には、公的占有者の意思表示により契約を解除できること。
- 5 施設使用者による占有施設の使用が法又は許可条件に違反している場合その他必要があると認められる場合には、河川管理者又は河川監理員は、次の各号に定めるところにより法第75条又は第77条等に基づき必要な措置をするものとする。
 - 一 公的占有者に対しては、施設使用者に対する指導監督に関する指示、占有の許可の取消し等の監督処分等を状況に応じて適正に実施すること。
 - 二 施設使用者に対しては、行為の中止、工作物の除去等の指示、監督処分等を、状況に応じて適正に実施すること。

(通則の適用)

第二十六 第五第2項から第4項まで、第十二第2項、第十三及び第十四の規定は、第二十三の規定による占有の許可について適用する。

附則

(経過措置)

- 1 この準則の制定の際占有の許可を受けて現に存し、又は現に工事中の占有施設の全部又は一部がこの準則に適合しない場合においては、当該占有施設に対しては、当分の間、この準則は適用しない。
- 2 前項に該当する占有施設について、当該占有の許可の期間が満了した後も引き続き許可を与えようとするときには、許可申請者に対してこの準則に適合するものとなるよう努めることを指導するものとする。

(社会実験)

- 3 この準則にかかわらず、社会経済状況等の変化に柔軟かつ迅速に対応して、かつ地域の特性に即してこの準則を運用することを可能にするため、別途定めるところにより、社会実験を行うことができることとする。
- 4 この実験の結果については、適切に評価を行い、その結果をこの準則に反映させるものとする。

附則（平成23年3月8日国河政第135号）

- 1 この通達は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 「都市及び地域の再生等のために利用する施設に係る河川敷地占有許可準則の特例措置について（平成16年3月23日）付け国河政第98号国土交通事務次官通達。以下「特例措置通達」という。）は、廃止する。
- 3 特例措置通達の廃止の際、現に特例措置通達に基づき河川局長が指定している区域における占有については、廃止前の特例措置通達は、平成24年3月31日までの間は、

なおその効力を有する。

附則（平成28年5月30日国水政第33号）

この通達は、平成28年6月2日から施行する。